

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成21年7月15日
【四半期会計期間】	第20期第1四半期(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)
【会社名】	株式会社ティーツー
【英訳名】	TAY TWO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 大橋 康宏
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区今村650番111 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記にて行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号ダヴィンチ芝パークA館8F
【電話番号】	03-(5408)-5100(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO兼管理本部長兼経営企画部長兼経理財務部長 片山 靖浩
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第19期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年5月31日	自平成20年3月1日 至平成21年2月28日
売上高(千円)	9,372,236	41,593,528
経常利益(千円)	348,004	845,146
四半期(当期)純利益(千円)	163,805	138,133
純資産額(千円)	4,804,319	4,702,561
総資産額(千円)	11,812,373	11,326,253
1株当たり純資産額(円)	9,234.04	9,034.67
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	326.42	274.66
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	39.2	40.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	81,073	132,454
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	146,311	501,693
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	105,602	622,657
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	1,137,182	1,308,023
従業員数(人)	482	470

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

	平成21年5月31日現在
従業員数（人）	482 [633]

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期連結会計期間の平均人員（1人1日8時間換算）を []外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

	平成21年5月31日現在
従業員数（人）	396 [449]

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員（1人1日8時間換算）を []外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)		前年同期比(%)
	金額(千円)	構成比(%)	
リサイクル品			
本	1,197,724	12.8	-
ゲーム	2,140,206	22.8	-
CD	160,681	1.7	-
ビデオ・DVD	226,313	2.4	-
古着	8,158	0.1	-
その他	5,592	0.1	-
小計	3,738,677	39.9	-
新品			
本	168,456	1.8	-
ゲーム	4,094,573	43.7	-
CD	221,538	2.4	-
ビデオ・DVD	206,520	2.2	-
その他	11,033	0.1	-
小計	4,702,122	50.2	-
レンタル	34,117	0.4	-
業務提携	7,871	0.1	-
その他	88,995	0.9	-
古本市場事業	8,571,783	91.5	-
アイ・カフェ事業	689,429	7.3	-
EC事業	111,022	1.2	-
合計	9,372,236	100.0	-

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)		前年同期比(%)
	金額(千円)	構成比(%)	
リサイクル品			
本	388,592	6.3	-
ゲーム	1,304,275	21.1	-
CD	68,113	1.1	-
ビデオ・DVD	122,117	1.9	-
古着	3,170	0.1	-
その他	3,434	0.1	-
小計	1,889,703	30.6	-
新品			
本	112,361	1.8	-
ゲーム	3,545,414	57.3	-
CD	170,453	2.8	-
ビデオ・DVD	191,247	3.1	-
その他	8,490	0.1	-
小計	4,027,967	65.1	-
レンタル	20,875	0.3	-
その他	65,108	1.1	-
古本市場事業	6,003,655	97.1	-
アイ・カフェ事業	145,331	2.4	-
EC事業	33,818	0.5	-
合計	6,182,804	100.0	-

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

連結子会社との吸収合併

当社は、平成21年4月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェを吸収合併することを決議いたしました。同日、(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェと合併に関する契約を締結しております。

1．結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、並びに取引の目的を含む取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称 (株)ティーツー(当社)

事業の内容 古本、テレビゲームソフト・ハード、CD、DVD等の販売・買取、新刊書籍の販売及びビデオレンタル業務(古本市場事業)

被結合企業の名称 (株)ユーブック

事業の内容 古本、テレビゲームソフト・ハード、CD、DVDのECサイトを通じての販売・買取(EC事業)

被結合企業の名称 (株)アイ・カフェ

事業の内容 インターネット・コミック・カフェの店舗運営及びフランチャイズ事業(アイ・カフェ事業)

(2)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(3)取引の目的を含む取引の概要

取引の目的

本合併は、急速な経営環境の変化に対し、より一層グループ経営の戦略性と機動性を高めるとともに、経営資源の最適化及び事業セグメント間のシナジーの最大化並びに本部機能の集約による効率性の追求によってアイ・カフェ事業及びEC事業の業績改善を図り、当社グループ全体の企業価値を高めることを目的として実施するものであります。

合併期日

平成21年9月1日

合併比率及びその算定方法

(ア)当社と(株)ユーブックとの合併比率

会社名	当社	(株)ユーブック
合併比率	1	0.5

(イ)当社と(株)アイ・カフェとの合併比率

会社名	当社	(株)アイ・カフェ
合併比率	1	2.0

当社グループと利害関係のない第三者である公認会計士に(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェの株価算定を依頼し、その算定結果と当社の市場価格を参考にして協議を行い、上記の合併比率に合意したものであります。

被結合企業から引き継ぐ資産及び負債

(ア)(株)ユーブック(平成21年2月28日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額(千円)	項目	帳簿価額(千円)
流動資産	228,176	流動負債	111,221
固定資産	40,495	固定負債	-
合計	268,672	合計	111,221

(イ)(株)アイ・カフェ(平成21年2月28日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額(千円)	項目	帳簿価額(千円)
流動資産	299,902	流動負債	759,238
固定資産	1,109,809	固定負債	503,696
合計	1,409,712	合計	1,262,934

3【財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、景気全般に関する底入れの兆しはみられるものの、景気の低迷は今しばらく続くとみられます。当社グループの属する小売サービス業につきましても、個人所得の減少により消費の低迷は続いております。

こうした経営環境の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は9億7千2百万円、営業利益は3億6千万円、経常利益は3億4千8百万円、四半期純利益は1億6千3百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(古本市場事業の概況)

古本市場事業においては、一部の店舗において大規模な店舗改装を行うなど店舗競争力の強化に努めるとともに、新規商材の取扱い店舗の拡大を行うなどにより、売上拡大を図ってまいりました。また、古本市場店舗向けの新しいPOSシステムを全店舗に導入し、店舗オペレーションの効率化を図るとともに、店舗の賃料減額交渉を進め、一定の成果を収めることができました。

しかし、リサイクル品の売上は比較的に堅調だったものの、新品ゲームにおいて業界を牽引するような要因が現れないなど、単価が高い新品商材の販売は苦戦を強いられたまま、当第1四半期連結会計期間における古本市場事業の売上高は8億5千7百万円、営業利益は5億8千7百万円となりました。なお、古本市場1店舗の閉店により特別損失3千9百万円を計上いたしました。

(アイ・カフェ事業の概況)

アイ・カフェ事業においては、ドリンク・フード類を充実させるなど顧客サービスの強化に取組むと同時に、割引クーポンを配布するなど販促活動に注力いたしました。個人消費の低迷の影響で顧客数の維持が難しい状況が続いていることにより、当第1四半期連結会計期間におけるアイ・カフェ事業の売上高は6億8千9百万円となりました。一方で利益の面では業務効率化により人件費等のコントロールに努め、営業利益6百万円と黒字確保ができました。

(EC事業の概況)

EC事業においては、テーマ別リサイクル品販売をはじめとする各種販売活動の実施などにより、売上拡大を図ってまいりました。しかしながら、昨今の消費環境の悪化の影響等により、当第1四半期連結会計期間におけるEC事業の売上高は1億2千3百万円、営業損失は3百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、主にリース取引に関する会計基準の早期適用に伴いリース資産を計上したことから、前連結会計年度末と比べて4億8千6百万円増加し、11億1千2百万円となりました。負債は、主に買掛金、未払金が減少した一方で、短期借入金の増加及びリース取引に関する会計基準の早期適用によるリース債務を計上したことにより、前連結会計年度末と比べて3億8千4百万円増加し、70億8百万円となりました。純資産は、配当金の支払があった一方で、四半期純利益の計上により、前連結会計年度末と比べて1億1百万円増加し、48億4百万円となり、自己資本比率は、39.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して1億7千万円減少し、11億3千7百万円となりました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、8千1百万円の収入となりました。主な収入要因は税金等調整前四半期純利益3億3百万円、減価償却費1億5千9百万円、たな卸資産の減少1億9百万円、確定法人税等の納税額の減少等であり、主な支出要因は、売上債権の増加1億3百万円、前払費用の増加1億9千3百万円、仕入債務の減少1億3千5百万円、未払金の減少1億4千2百万円、賞与引当金の減少1億8百万円等であります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、1億4千6百万円の支出となりました。主な要因は無形固定資産の取得による支出7千5百万円、有形固定資産の取得による支出5千4百万円等によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、1億5百万円の支出となりました。主な要因は、短期借入金の純増加2億6千万円、長期借入金の返済2億7千7百万円、配当金の支払5千3百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

1. 経営基本方針

当社グループは、すべてのステークホルダーの「満足を創る」を経営理念に掲げ、「ティーツーの七感」を行動指針とし、企業価値の持続的向上と企業の社会的責任を果たしていきたいと考えております。

ティーツーの七感

変化を観る「目」をもつ

お客様の声を聴く「耳」をもつ

親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ

自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ

常に新しい価値と独創性を創り出す「頭」をもつ

お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのかを感じる「勘」をもつ

お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつ

当社グループは、(株)ティーツーとその傘下にある子会社で構成される小売サービスグループであります。当社グループは共通の経営理念と統一された戦略のもとに一体的な業務運営を行い、お客様の目線に立った「顧客価値の創造」によって、付加価値の高い小売サービスを提供し、その対価として得られる持続的な収益をもって、企業価値の持続的向上に努めております。

2. 事業内容

当社グループのビジネス・ポートフォリオは、3つの事業セグメントから構成されております。

古本市場事業

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。が、市場の成熟化・競争の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

アイ・カフェ事業

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しております。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフランチャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗網拡充により規模の拡大を図りつつ、確固たる収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画であります。

E C 事業

古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うE C 事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・第三代携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

3. ステークホルダー

当社グループのステークホルダーは顧客をはじめ、従業員・株主・取引先・フランチャイジー・行政・地域社会など、経済活動をともにするすべての個人と法人であります。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、上記の3つの事業セグメントを通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、ティーツーの七感を行動指針としてすべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社グループの経営理念の実践を前提として、当社グループは、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社グループの主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防ぐための取組み（買収防衛策について）

当社は、平成20年4月18日開催の取締役会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」という。）について、以下のとおり決定し、平成20年5月27日に開催された当社定時株主総会において、本施策の導入を株主の皆様にご承認をいただきました。

第1 本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えております。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続を取り、できるだけ株主意思を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしております。

ここに、特定株主グループとは、当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業も「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての「顧客価値の創造」という共通した事業コンセプトのもとに事業運営を行っております。

古本市場事業は、主力業態の「古本市場」、取扱商品を絞り込んだ駅前小型店の「ふる1(いち)」、新刊書籍を取扱う「ブック・スクウェア」の3業態を展開し、創業地である岡山県及び京阪神・埼玉県にドミナント出店を行い、ドミナントエリア内の知名度を高め、効率的なチェーンオペレーションを実現しております。

古本市場事業では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年にわたる信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要な固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイクル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。また、リサイクル品の取扱いは、リユース事業と言い換えることもできます。当社事業の拡大はリユースを促進し、地球温暖化防止、CO₂排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面をもち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やりサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフランチャイジーとの一体感を醸成することで、より一層のお客様の満足度を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができると考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもち、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるに当たり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

(2) グループ経営理念

当社グループは、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業においても『満足を創る』をグループ共通の経営理念とし、日常生活における廉価な娯楽を提供することを通じて「顧客価値の創造(Customer Value Creation)」を目指した事業運営を行っております。

この「顧客価値の創造」を実現するために、

変化を観る「目」をもつ

お客様の声を聴く「耳」をもつ

親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ

自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ

常に新しい価値と独創性を創り出す「頭」をもつ

お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのかを感じる「勘」をもつ

お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつ

から成る「テイツーの七感」を定め、当社グループの役員・従業員が事業活動のあらゆるプロセスにおいて常に心に留め、書籍・ゲーム・映像・音楽・快適な時間と空間の提供という各分野において顧客価値・顧客満足度を創造し、文化の一翼を担うことで社会に貢献したいと考えております。

当社グループは、上述の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることに、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) グループ経営計画

当社グループは、日常生活におけるエンタテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様の満足度を創り、社会に貢献することを事業の目的としており、当社グループの中期経営目標として、連結ROEの向上(20%以上)と自己資本比率の向上を定めております。また、中期経営目標を達成するため、それぞれの事業において中期経営計画を次のように定めております。

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とりサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競争の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

また、古本及び新品とりサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しております。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフランチャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗拡大により規模の拡大を図りつつ、確固たる収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画であります。

このような中期経営計画を着実に遂行することにより、「顧客価値を創造」し、企業価値の向上を図り、株主・顧客・従業員・取引先・フランチャイジー・地域社会の皆様の「満足度を創る」ことができると確信しております。

(4) 利益還元の方

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勧奨し、連結配当性向25%以上を目処として、連結業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。また、キャッシュフローの状況に応じて、自己株式の取得など機動的な株主還元策を併せて講じることにより、総合的な株主還元性向を高めていきたいと考えております。

3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主の皆様がこれを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様判断に委ねられるべきものであります。平成21年2月末時点で、当社の議決権の36.8%は当社創業者及びその資産管理会社が保有しておりますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。係る状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、係の見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」という。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」という。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主の皆様との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識のもと、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、(株)ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされております。

第2 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.(1)）、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は 株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」という。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情

報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）

大規模買付行為の目的及び具体的内容

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
大規模買付行為における当社株券等の取得価額の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達のための具体的内容及び条件

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係

大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

評価期間は、原則として、90日とします（以下「当初評価期間」という。）。ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりとします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性

及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続きを経るものとします。

監査役の賛同

当社取締役会は、前記(2)の要件に該当するとの判断、及び後記の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的な大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものとします。

株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」という。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものとします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付する可能性があるとして判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」という。）として、当初評価期間の満了後であって実質株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものとします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付するかどうか及び株主意思確認手続に付する場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものとします。

株主意思確認手続は、株主の皆様による投票（以下「書面投票」という。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」という。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものとします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」という。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものとします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものとします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、前記(3)の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成20年5月27日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様のご過半数の賛成を得ております。また、有効期間は平成22年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。

第3 本施策の合理性について

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家及び大規模買付者にとって十分な预见可能性を与えるものであると考えます。

3. 株意思の反映

- (1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成20年5月27日開催の株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成22年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

- (2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3.(2)のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の賛同を得るものとしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するに当たり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

前記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主様には、当該

基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。係る手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）、別紙

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、1,400,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと（ただし、本施策の当初導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認めることができる。）等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	551,400	551,400	ジャスダック証券取引所	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	551,400	551,400	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株予約権を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成19年5月28日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	9,190(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	9,190
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	9,050
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成23年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 9,050 資本組入額 4,525
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 取締役7名、監査役2名及び従業員103名に付与しております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が時価を下回る価額で新株を発行(新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く)するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの

払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。

新株予約権の相続は認めない。

対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。

対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。

当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（「年間発行価額の上限」という。）を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。

その他の条件については、平成19年5月28日開催の第17期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

平成20年 5月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	9,780(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	9,780
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	7,898
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日 至平成24年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 7,898 資本組入額 3,949
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 取締役7名、監査役2名及び従業員118名に付与しております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が時価を下回る価額で新株を発行(新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く)するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。

新株予約権の相続は認めない。

対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。

対象者は、割当を受けた新株予約権の買入れその他の処分をすることができない。

当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間(1月1日

から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(「年間発行価額の上限」という。)を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。

その他の条件については、平成20年5月27日開催の第18期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年3月1日～ 平成21年5月31日	-	551,400	-	1,165,507	-	1,119,796

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 49,577	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 501,823	501,823	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	551,400	-	-
総株主の議決権	-	501,823	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1株を含めて記載しております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ティーツー	岡山県岡山市北区今村650番111	49,577	-	49,577	8.99
計	-	49,577	-	49,577	8.99

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月
最高(円)	4,910	4,500	5,160
最低(円)	4,140	3,980	4,080

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日付で、監査法人トーマツから名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,220,508	1,391,349
売掛金	430,454	327,416
商品	3,748,441	3,857,171
その他	666,551	498,657
貸倒引当金	1,840	2,355
流動資産合計	6,064,115	6,072,239
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,423,501	1,492,900
その他(純額)	1,135,238	532,597
有形固定資産合計	2,558,739	2,025,498
無形固定資産		
のれん	33,154	40,309
その他	283,700	295,127
無形固定資産合計	316,855	335,436
投資その他の資産		
差入保証金	1,629,866	1,637,204
その他	1,256,850	1,269,803
貸倒引当金	14,055	13,929
投資その他の資産合計	2,872,662	2,893,079
固定資産合計	5,748,257	5,254,014
資産合計	11,812,373	11,326,253
負債の部		
流動負債		
買掛金	998,514	1,134,445
短期借入金	950,000	690,000
1年内返済予定の長期借入金	970,043	972,356
未払法人税等	157,395	57,071
賞与引当金	-	108,641
ポイント引当金	270,223	275,604
その他	995,536	857,101
流動負債合計	4,341,713	4,095,220
固定負債		
長期借入金	1,781,841	2,057,365
退職給付引当金	167,695	160,603
役員退職慰労引当金	162,750	173,599
その他	554,053	136,904
固定負債合計	2,666,341	2,528,472
負債合計	7,008,054	6,623,692

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,165,507	1,165,507
資本剰余金	1,119,796	1,119,796
利益剰余金	2,719,860	2,621,292
自己株式	372,069	372,069
株主資本合計	4,633,095	4,534,526
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	84	1,564
為替換算調整勘定	843	843
評価・換算差額等合計	758	721
新株予約権	24,394	20,820
少数株主持分	146,071	147,936
純資産合計	4,804,319	4,702,561
負債純資産合計	11,812,373	11,326,253

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 5 月31日)
売上高	9,372,236
売上原価	6,721,265
売上総利益	2,650,970
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	57,247
パート・アルバイト給与	294,910
従業員給料及び賞与	446,317
役員退職慰労引当金繰入額	3,192
退職給付費用	7,740
賃借料	498,466
減価償却費	131,196
その他	851,785
販売費及び一般管理費合計	2,290,857
営業利益	360,113
営業外収益	
受取利息	1,365
受取賃貸料	25,185
その他	8,661
営業外収益合計	35,212
営業外費用	
支払利息	16,391
不動産賃貸費用	30,930
営業外費用合計	47,321
経常利益	348,004
特別利益	
貸倒引当金戻入額	272
保険解約返戻金	603
特別利益合計	876
特別損失	
固定資産除却損	6,293
減損損失	23,812
リース債務解約損	201
店舗閉鎖賃借契約解約損	15,200
特別損失合計	45,507
税金等調整前四半期純利益	303,373
法人税等	141,432
少数株主損失 ()	1,865
四半期純利益	163,805

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成21年3月1日
至平成21年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	303,373
減価償却費	159,836
減損損失	23,812
ポイント引当金の増減額(は減少)	5,381
賞与引当金の増減額(は減少)	108,641
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,091
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	10,848
貸倒引当金の増減額(は減少)	388
受取利息及び受取配当金	1,365
支払利息	16,391
持分法による投資損益(は益)	1,487
長期貸付金の家賃相殺額	14,982
固定資産除却損	6,293
売上債権の増減額(は増加)	103,164
たな卸資産の増減額(は増加)	109,596
その他の流動資産の増減額(は増加)	169,385
仕入債務の増減額(は減少)	135,930
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,951
その他	27,487
小計	130,320
利息及び配当金の受取額	127
利息の支払額	16,904
法人税等の支払額	32,469
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	54,004
無形固定資産の取得による支出	75,869
差入保証金の差入による支出	4,418
差入保証金の回収による収入	3,112
その他	15,131
投資活動によるキャッシュ・フロー	146,311
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	260,000
長期借入金の返済による支出	277,837
配当金の支払額	53,743
リース債務の返済による支出	34,021
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,602
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	170,841
現金及び現金同等物の期首残高	1,308,023
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,137,182

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上する方法によっております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額は、2,454,802千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、2,353,664千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,220,508千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	83,325
現金及び現金同等物	1,137,182

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 551,400株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 49,577株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 24,394千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月26日 定時株主総会	普通株式	65,236	130	平成21年2月28日	平成21年5月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	E C 事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	8,571,783	689,429	111,022	9,372,236	-	9,372,236
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,422	21	12,906	14,349	14,349	-
計	8,573,205	689,450	123,929	9,386,585	14,349	9,372,236
営業利益(は営業損失)	587,394	6,690	3,535	590,549	230,436	360,113

(注)1.事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2.各事業の内容

- (1)古本市場事業.....店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売及びリサイクル品の卸売り
- (2)アイ・カフェ事業.....飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート
- (3)E C 事業.....インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

3.会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。これによる事業の種類別セグメント情報に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。これによる事業の種類別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)において、海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費のその他 3,573千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
1株当たり純資産額 9,234.04円	1株当たり純資産額 9,034.67円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	4,804,319	4,702,561
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	170,465	168,756
(うち新株予約権)	(24,394)	(20,820)
(うち少数株主持分)	(146,071)	(147,936)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (千円)	4,633,853	4,533,804
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(株)	501,823	501,823

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額 326.42円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
四半期純利益(千円)	163,805
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	163,805
期中平均株式数(株)	501,823
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月10日

株式会社ティーツー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティーツーの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティーツー及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。